

ト申入ミタルモ大矢營業主任ハ種々會社ノ苦境ヲ述べ且今回ノ差押
事件ハ従業員ノ社費税金等ノ未納ニ原因スルモノナリト従業員ノ
要求ヲ拒絶セシ爲ノ一同ハ今従業員協議ノ上再度訪問ヲベト述
ハ運出セリ

七、経過

(一) 労働者側

労働者側ニ於テハ従業員ノ社費税金等ノ未納ハ認めルモ今回ノ差押
問題ニ對シ誠意アル態度ニ出テカルハ不都合ナリトナレ十月十三日
ニ至リ差押ノ異議申請註自動車所有権確認申請ニ関スル一切
ノ事項ヲ辯護士久保為中ニ依頼スルト共ニ會社ニ對シテハ次ノ如キ
申合セ又新橋詰所ニ於テ午前十時頃ナレ税金滞納問題ヲ有利ニ
解決セント策動レマアリ

申合事項

- イ、各詰所ヨリ四名宛ノ実行委員ヲ擧テ運動スルコト
 - ロ、各車輛主ヨリ金三圓宛ノ爭議費用ヲ醸出スルコト
 - ハ、各人ヨリ委任状ヲ取り行動スルコト
 - ニ、各車輛主ヨリ金十五圓ヲ爭議費以外ニ坐收シ内七百五十圓ハ
不取取辯護士ニ對スル事件費用ニ充當スルコト
 - ホ、社費トシテ一日金五十圓宛積立ソルコト
 - ヘ、本爭議ニ関スル會計ヲ高橋軍治(西園)ニ処理セシムルコト
- 以上ノ通申合ヲナスト共ニ十月五日以降會社ニ納入スル金額ハ
自治管理ト稱シ一切會社ニ納入セザルコトニ決定実行中ナリ
尚前記申合ニ基キ十月十四日決定シタル爭議実行委員ノ構成
ハ次ノ通(印強硬分子)